

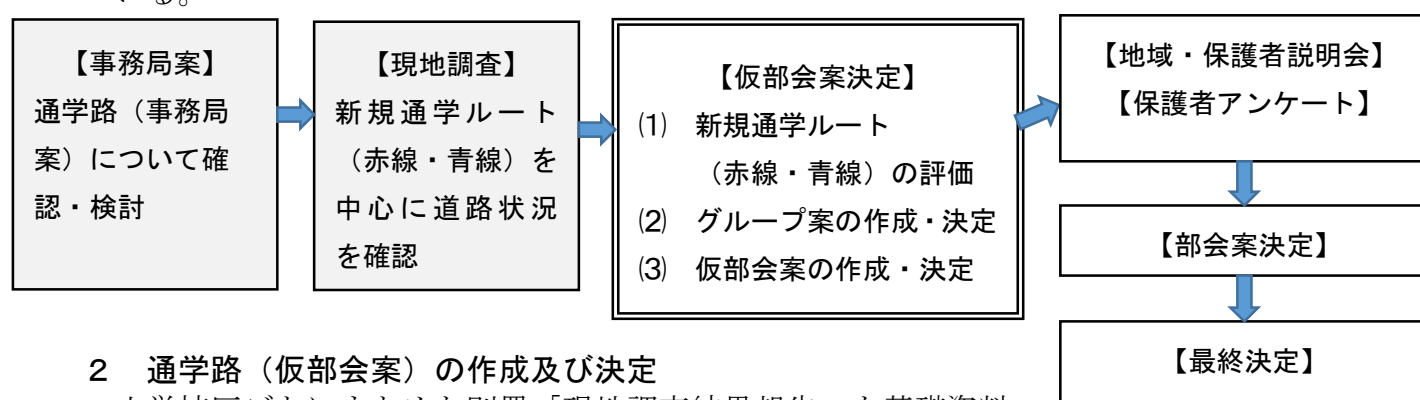
通学路（仮部会案）の作成及び決定について

各小学校区で実施した現地調査の結果を踏まえ、義務教育学校の通学路の基となる通学路（仮部会案）を作成及び決定する。

1 位置づけ

義務教育学校の通学路は、教育環境部会において「部会案」を決定した後、開校準備委員会に諮り、教育委員会事務局の点検後に最終的な通学路として決定することとしている。

通学路（仮部会案）は部会員が作成及び決定するものとして位置づけ、その後、地域・保護者説明会及びアンケート実施を通して通学路（部会案）を決定することとしている。



2 通学路（仮部会案）の作成及び決定

小学校区ごとにまとめた別冊「現地調査結果報告」を基礎資料とし、通学路（仮部会案）を作成する。

(1) 現地調査結果報告（事務局）

(2) 新規通学ルート（赤線・青線）の評価（グループ→全体）

ア 各小学校区での評価（通学路としての評価、要望等の整理）

※評価結果を記録用紙「新規通学ルート（グループ評価用）」に記入

イ 全体での評価（通学路としての全体評価、要望等の整理）

(3) 通学路（グループ案）の作成（グループ）

ア 各小学校区のスタート地点（崎①～和④）から義務教育学校までのルートの検討

- ・ルート（緑線＋赤線）の検討
- ・想定される他ルートとの比較
- ・決定理由の整理

イ 各小学校区のスタート地点（崎①～和④）から義務教育学校までのルートの作成

- ・ルート（緑線＋赤線）を図面に記入
- ・通学路（仮部会案）、決定理由及び比較検討結果の記入

※通学路（仮部会案）、決定理由、比較検討結果を記録用紙「各コースの通学路（仮部会案）グループ案作成用」に記入

(4) 通学路（仮部会案）の決定（全体）

ア 通学路（グループ案）の報告

イ 通学路（グループ案）についての全体協議及び通学路（仮部会案）の決定

現地調査について

第6回教育環境部会で検討した新規通学ルートについて、各小学校区で現地調査を実施し、通学路（仮部会案）を作成するための課題の洗い出し、対応策の検討及び全体のまとめを行った。

1 課題の洗い出しと協議

現地調査の結果に基づき、部会員で意見交換を行い、各ルートにおける課題の洗い出し、及び対応策の検討を行った。

ルート/ 箇所	主な課題及び協議結果	想定される対応策
C 2 【別冊1・P3】	C 1とC 2の接続部分は、開校後に交通量の増加が想定される。 現在は交通量が少なく通行は可能だが、今後、横断歩道の設置が望ましい。	今後、横断歩道の設置について警察と協議を行う。
	開校後に交通量の増加が想定される。 現在は通行が可能だが、今後、横断歩道や押しボタン式信号機の設置が望ましい。	横断歩道の移設、押しボタン式信号機の設置について警察と継続して協議を行う。
C 3 【別冊1・P4】	内浜街道線から和崎かけはし通りへの抜け道として比較的多くの自動車が通行しており、かつ歩車道が分離されていない。安全性が確保できず、通学路には適さないのではないかと。	現在、利用している内浜街道線を今後も利用していく。
内浜街道線 (既存通学路) 【別冊1・P6】	空き家等があり、今後、老朽化した民家の瓦等の落下が心配。 現在は通行が可能だが、今後、空き家の撤去等の対策を講じることが望ましい。	関係課に情報伝達し、状況確認を行う。
A 5 【別冊2・P6】 【別冊3・P5】	強風時等での車道への飛び出しや防護柵下部の隙間からの落下等の可能性がある。 気を付けて通行すれば問題ないが、より安全性を高めるためにポールを設置や落下防止柵等が有効であると考え。	跨線橋の防護柵設置基準を踏まえつつ、県土整備局と継続して協議を行う。
A 6 【別冊2・P7】	草木が生い茂り、歩道幅が狭い箇所がある。 気を付けて通行すれば問題ないが、伐採等、歩道幅を確保することが望ましい。	関係課と協議を行う。
B 1 【別冊3・P2】	横断歩道の線が薄くなっている。 現在は通行が可能だが、運転手が判別しやすくなるよう再塗装が必要であると考え。	今後、警察に再塗装を要望する。
和田浜駅周辺 (既存通学路) 【別冊3・P8】	JR 境線南側から弓ヶ浜中央線への横断箇所がないため、逆方向の踏切を渡って現在の通学路を利用しなければならない。 短い距離で通学できるよう横断歩道の設置が望ましい。	警察に確認するも、横断歩道の設置は難しいとの回答があったため、現在の通学路を利用する。

2 現地調査のまとめ

現地調査の結果を校区ごとに「別冊1 崎津小学校区」「別冊2 大篠津小学校区」「別冊3 和田小学校区」としてまとめた。

令和 8 年度教育環境部会におけるバス通学の検討について

義務教育学校におけるバス通学の検討については、通学バスを通学手段とする対象学年の決定及びバス通学対象者の意見交換を行った。

次年度については、今後、決定する通学路を基に、徒歩通学対象者とバス通学対象者について検討を進める。

1 今年度に検討及び決定した内容

(1) 通学手段の決定（部会案）

- ア 前期課程（1～6年生） 徒歩及び通学バス
- イ 後期課程（7～9年生） 徒歩及び自転車（生徒全員）

(2) バス通学対象者の検討

対象児童の範囲(学年)等、地理的条件等（通学距離）を検討ポイントとして意見交換を実施。

(3) バス通学対象者決定までの考え方

バス通学対象者は、徒歩通学が困難な児童に対する支援であり、まずは、徒歩通学する際の通学路を「安全面」「防犯面」「環境面」といった配慮すべき観点から検討及び決定することが必要であると整理した。

(4) 徒歩通学路（仮部会案）の決定

「安全面」「防犯面」「環境面」の視点から検討した新規通学ルートを中心に現地調査し、通学路（仮部会案）を決定。

2 次年度で検討すべき内容（令和 8 年度）

(1) 徒歩での通学が困難な条件の整理

- ア 通学距離・通学時間
- イ 体調面・体力面
- ウ 環境面（特に暑熱時期）

(2) バス通学の位置付け（支援策）

- ア 徒歩通学を補完するための支援
- イ 安全・安心な通学環境を確保する手段
- ウ 条件に応じた支援

(3) 留意点

- ア 徒歩通学対象者とバス通学対象者の検討については、切り離さず一体的に進める。
- イ 児童の安全・安心を最優先に検討を進める。